

第8 法第34条第9号に該当する建築困難なもの等の開発行為等

昭和51年10月1日 適用
昭和53年4月1日 改正
昭和55年5月1日 改正
昭和55年8月1日 改正
昭和59年7月7日 改正
平成6年4月1日 改正
平成7年4月1日 改正
平成13年1月1日 改正
平成15年3月24日 改正
平成16年5月1日 改正
平成17年4月1日 改正
平成19年11月30日 改正
平成20年4月1日 改正
令和5年9月1日 改正

1 政令第29条の8第1号に定める道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所又は給油所等の建築物又は第1種特定工作物の開発行為等は、次の各号に該当するものであること。

(1) 道路管理施設

ア 高速自動車国道等において、その道路の維持、修繕その他の管理を行うために道路管理者が設置するものであること。

(2) 休憩所

- ア 自動車の運転手の休憩のための施設でいわゆるドライブインで適切な規模であること。
- イ 業種は、原則として食堂・喫茶・売店を兼ね備えるものとし、多人数の利用が可能な施設（おおむね20席以上の客席を備えるもの）であること。
- ウ 開発区域の面積は、原則として1,000平方メートル以上で駐車場が充分確保されており、通過交通に支障を与えないよう配置されていること。
- エ 駐車場は、開発区域内に開発区域面積の2分の1以上、かつ、客席数の2分の1以上の車（普通乗用車程度）台数が駐車できるものとする。
- オ 開発区域は、高速自動車国道、有料自動車道路、国道、県道又は四車線以上あるいは交通量等を勘案し指定する市道に接しており、かつ当該道路から直接出入りできること。
- カ 住居部分を併設する場合にあっては管理人住宅とし、住居の用に供する部分の面積が建築物全体の延べ面積の3分の1を越えないこと。
- キ 休憩者が利用しやすい便所を備えるものとし、車いす使用者用便房が配置されていること。
- ク 自己の業務として事業を行うものであること。
- ケ 開発区域内に農振農用地又は農地がある場合には、事前に農林担当部局と協議・調整が図られていること。

(3) 給油所

- ア いわゆるガソリンスタンド（それに類似する自動車用液化ガススタンドを含む。）であること。
- イ 開発区域は、国道、県道又は四車線以上あるいは交通量等を勘案し指定する市道に接しており、かつ当該道路から出入りできること。
- ウ 開発区域の面積は、原則として500平方メートル以上で、かつ通過交通に支障を与えないよう配置されていること。
- エ 排水については、油水分離槽又は有害物質等が排出されない構造の排水施設が設置されていること。
- オ 危険物の取り扱いに関する法令等に適合する施設であること。
- カ 住宅部分を併設する場合にあっては、原則として管理人室程度とし、やむを得ないと認められる場合には通常容認しうる最小限の範囲内であること。
- キ 自己の業務として事業を行うものであること。
- ク 開発区域内に農振農用地又は農地がある場合には、事前に農林担当部局と協議・調整が図られていること。

2 政令第29条の8第2号に定める火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下、この項中「法」という。）第2条第1項の火薬類の製造所である建築物の開発行為等は、次の各号に該当するものであること。

- ア 県の法担当部課と協議が整い許認可が確実に得られるものであること。
- イ 附近住民の属する広報会等の同意が得られるものであること。
- ウ 申請地の存する市町の都市計画に支障を及ぼさないものであること。
- エ 自己の業務として事業を行うものであること。